

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
 <「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	監督指針及び金融検査マニュアル全般	<p>ガイドラインにおいては、「債務者、保証人及び対象債権者は、このガイドラインに基づく保証契約の締結、保証債務の整理等における対応について誠実に協力する」とされており、ガイドラインの円滑な運用には、経営者の方々の十分な理解や努力も重要である。</p> <p>経営者保証なしで資金調達するためには、相応の経営状況にあることやそれに向けた取組みを行うことが前提となることなど、経営者の方々にガイドラインについて正しい認識を持ってもらえるよう、政府として適切な周知徹底をお願いしたい。</p>	<p>本ガイドラインは、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則であるが、融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。</p> <p>このため、本年1月より、関係省庁と連携して、全国各地で、中小企業団体等に対してガイドラインの説明会を実施しており、当該団体等を通じて、中小企業の経営者の方々への周知・広報をお願いしているところです。</p>
2	監督指針及び金融検査マニュアル全般	<p>「経営者保証に関するガイドライン」は、ガイドラインに過ぎず、法的拘束力のあるものではなく、経営者等の保護として不十分。</p> <p>現在、民法の債権関係について法改正の議論がなされており、経営者保証についても議論の対象となっているため、同ガイドラインの内容を適切に民法に取り入れて法律化するべき。</p>	<p>民法の改正は、法務省の法制審議会において検討が進められているところではありますが、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくよう、努めてまいります。</p>
3	監督指針全般	<p>HPやチラシ等で商品概要の説明書を作成する際の、保証人に関する記載について、「法人での申し込みの場合は原則代表者の保証要」という記載や、それを前提とした勧誘、営業行為等は、あらかじめ融資契約の条件の一つを開示しているに過ぎず、個別に申込みを受けた場合には本ガイドライン及び監督指針に定められた事項を遵守する限りにおいて、本ガイドライン及び監督指針上許容されると理解してよいか。</p>	<p>主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、当該企業の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。</p> <p>したがって、商品概要の説明書においても、あたかも経営者による保証の提供が融資の前提となっているとの誤解を顧客が招くことのないよう、適切な表現ぶりとする必要があります。</p>
4	監督指針全般	<p>個人事業主としての個人を借入人として保証人を設定しない契約の場合は、このガイドラインは直接影響しないと理解して良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
5	貸金業者向けの総合的な監督指針全般	<p>貸付金額が100万円以下の場合、3計画(事業計画、収支計画及び資金計画)について簡易な方法による返済能力調査が認められているが(貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号)、貸付金額にかかわらず一律の対応が求められると、この簡易な方法を認めた趣旨が没却することとなる。</p> <p>また、ガイドラインに「法的拘束力はないものの、主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待される」とあり、貸金業者等の自主的取組みが尊重されるべきことを鑑みれば、資金需要者等の属性や貸付金額等にかかわらず画一的な対応が求められるべきものではない。</p> <p>したがって、貸金業者において、資金需要者等の属性や貸付金額等に応じた柔軟な対応が認められるよう、監督指針の規定やその運用において十分配慮願いたい。</p>	<p>貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号は、債務者と締結する貸付けに係る契約(保証契約を含みません。)の締結に際し、貸金業法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約(いわゆる「総量規制の例外貸付け」)に該当するかどうかの要件を規定したものです。</p> <p>一方、ガイドラインは、合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務(貸付けに係る契約)の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、貸金業者においても、貸金業法第12条の2、貸金業法施行規則第10条の6に定めるとおり、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえ、適切な対応を行う態勢を整備する必要があります。</p> <p>なお、態勢の整備に係る評価については、貸金業者の業態等の多様性に鑑み、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮してまいります。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
6	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2(2)①二. (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①二. (系統金融機関) Ⅱ-3-2-1-2(2)①エ (漁業系統) Ⅱ-3-2-1-2(2)①ハ. (貸金業者) Ⅱ-2-11(1)②ロ. b.	<p>経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか。</p> <p>a. 保証契約の必要性 b. 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること c. 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること</p> <p>とあるが、これらの説明事項について、契約書その他の書面に規定することまで求められるのか、形式は問われないのか。また、いつの時点までにこれらの説明を行えば足りるものなのか。主債務者および保証人から説明を受けたとの確認の記録は特に求められていないか。</p>	<p>経営者等との間で保証契約を締結する場合には、契約締結時までに、主債務者と保証人が、a.~c.の点を正しく理解できるよう、丁寧かつ具体的な説明が行われることが重要であると考えております。</p> <p>そのため、ガイドラインに基づく主債務者と保証人への説明について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備を求めています。</p> <p>また、主債務者や保証人とのトラブルを回避するため、又は自金融機関の取組みを事後的に検証するためといった観点から、説明を行ったことについて、何らかの形で記録を残しておくことが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、貸金業者については、実際に行った説明について帳簿(貸金業法第19条)に交渉の経過の記録として記載する必要があります。</p>
7	(主要行等) Ⅲ-9-2(1)② (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(1)② (系統金融機関) Ⅱ-10-2(1)② (漁業系統) Ⅱ-8-2(1)② (貸金業者) Ⅱ-2-13-3(2)①ロ.	<p>「経営者保証の契約時の対応(適切な保証金額の設定を含む)」となっているが、与信時に保証金額を設定しても、事故債権になりガイドラインに基づいて債務整理を行う場合には、債務整理申出時点の保証人の資産・収入等から保証履行金額が算出されるので、与信時に保証金額を算出することについては、大きな意味がないと考えられるがその点についての見解を教えてください。</p>	<p>経営者保証の契約の際に保証金額を設定する場合、「経営者保証に関するガイドライン」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物的担保等の経営者保証以外の債権保全の手段が用いられている場合には、金融機関等は、経営者保証の範囲を当該手段により保全の確実性が認められない部分に限定するなど、適切な保証金額の設定に努める、 ・保証契約に、「保証債務の整理に当たり、保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する」旨を規定する、こととされています。 <p>このような対応により、保証人の心理的な負担の軽減が図られ、中小企業の思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みが促進されることが期待されます。</p>
8	(主要行等) Ⅲ-9-2(5) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(5) (系統金融機関) Ⅱ-10-2(5) (漁業系統) Ⅱ-8-2(5) (貸金業者) Ⅱ-2-13-3(2)④	<p>中小企業等の規模や業況等が千差万別であることを踏まえると、主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合において、各金融機関が当該企業の法人個人の一体性の解消が図られているかを判断する際には、当該企業の経営状況等について、必ずしも一律に同程度の分析を行うことが求められているのではないとの理解でよいか、確認させていただきたい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>いずれにせよ、金融機関においては、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合において、検証の結果、法人個人の一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討することが求められることとなります。</p>
9	(主要行等) Ⅲ-9-2(6) (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-2(6) (系統金融機関) Ⅱ-10-2(6) (漁業系統) Ⅱ-8-2(6) (貸金業者) Ⅱ-2-13-3(2)⑤	<p>「保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)と十分連携、協力するよう努めているか。」とあるが、保証債務の整理といっても色々なケースがあり得るのであり、必ずしも上記の連携、協力が必要とはされないケースも多々あるものと思われる。このような必要とされないケースについてまで上記の連携、協力が常に求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>例えば、保証人の表明保証について、対象債権者が、弁護士等による当該表明保証の適正性の確認を求めない等、外部専門家との連携・協力が必要ではない場合も考えられます。</p> <p>しかしながら、ガイドラインに基づく保証債務の整理においては、保証債務に関する一部停止や返済猶予の要請、保証人が行う表明保証の適正性についての確認、対象債権者の残存資産の範囲の決定の支援、弁済計画の策定支援等の役割が外部専門家に期待されており、多くの場合には、外部専門家との連携・協力が必要になるものと想定されます。</p>
10	(主要行等) Ⅲ-9-3 (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-3	<p>ガイドラインは、自発的に尊重・遵守されることが期待(法的拘束力はない)されている。</p> <p>一方、監督指針においては、銀行法第24条に基づく報告の徴求や、銀行法第26条に基づく業務改善命令の発出を行うとされている。</p> <p>この両者の関係について、どのように理解したら良いのか確認したい。</p>	<p>金融機関等において、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことは利用者保護、金融の円滑化等の銀行法等の目的に鑑みても極めて重要です。</p> <p>このため、行政当局においても、本ガイドラインの運用に当たっての金融機関の内部管理態勢の実効性等を確保するため、必要に応じ報告を求めることや、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令の発出を検討する必要があります。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
11	(主要行等) Ⅲ-9-3 (中小・地域金融機関) Ⅱ-10-3	<p>「内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告(法第24条に基づく報告を含む。)を求めて検証」とあるが、これは内部管理態勢の不備等を検証するものであり、個々の案件における保証徴求の有無や件数等の実績自体を問題視して報告を求めるものではないとの理解でよいのか。</p> <p>ここでいう「内部管理態勢の実効性等に疑義」とは、例えば、職員への周知徹底、社内規程・マニュアルや契約書等の整備、経営者保証に関する相談に対して適切に対応できる態勢など、「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等の「主な着眼点」に記載された項目についての不備との理解でよいのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>いずれにせよ、金融機関においては、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」を、自発的に尊重・遵守されることが期待されます。</p>
12	金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 1. 代表者等との一体性	<p>中小・零細企業の債務者区分の判断において、ガイドラインの趣旨等を踏まえて経営者保証を徴求しなかった先についても、個別案件の実情等を勘案し、法人・個人を一体として企業の実態的な財務内容等を検討することで差し支えないとの理解でよいのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、金融検査マニュアル別冊では、中小・零細企業等について、企業とその代表者が実質一体となっている場合が多いことから、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、代表者等の収入状況や資産内容等について留意し検討することとしており、例えば、代表者等の支援の意思が確認できる場合には、代表者等の資産を返済能力として加味することができるとしています。</p> <p>今回の追加箇所については、こうした検査マニュアルの考え方と、「経営者保証に関するガイドライン」の考え方が整合的であるということを確認的に規定したものであり、従来からの中小・零細企業等向けの融資の資産査定の方を改めるものではありません。</p>
13	金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 1. 代表者等との一体性	<p>「ただし、代表者等との一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている企業の取扱いについては、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)を踏まえる必要があることにも留意する。」とあるが、経営者保証が不要と判断した場合には、代表者等との一体性を加味した債務者区分の判定を行うことは出来ないとの見解でしょうか。</p> <p>また、上記事例で、「解消等を図ろうとしている企業」は経営者保証を受けた場合には一体性を加味した債務者区分の判定をしても構わないとの見解でいいでしょうか。</p>	<p>債務者区分の判定は、個別具体的な事情によるところが大きいので、一義的な回答をすることは困難ですが、基本的な考え方は、No12に述べているところなので、ご参照ください。</p>
14	金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 1. 代表者等との一体性	<p>債務者区分の判定等の際し、従前の考え方等の変更を行うものではないと理解しているが、今回の改正(案)の内容を踏まえた事例(代表者等との一体性の解消等が図られている、あるいは図ろうとしている企業の取扱い)を「検証ポイントに関する運用例」に追加していただきたい。</p>	<p>今後、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた参考事例があれば、必要に応じ、検討いたします。</p>